

山柔協 28-396号  
平成29年3月26日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 吉 岡 剛  
(会長印を省略しています)

第67回「社会を明るくする運動」  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
の推進に当たってのお願い

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記について、公益財団法人全日本柔道連盟から、添付の協力依頼がありましたのでお知らせします。

## 第67回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「<sup>しあわせ</sup>幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成29年2月17日

内閣総理大臣

安倍晋三